

特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型）

主眼事項及び着眼点（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業）

主眼事項	着眼点	自己評価
<p>【介護給付費の算定及び取扱い】</p> <p>1 基本的事項</p>	<p>(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業に要する費用の額は、平成18年厚生省告示第123号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。</p> <p>ただし、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所毎に指定単位数より低い単位数を設定する旨を、県に事前に届出を行った場合は、この限りではない。</p>	<p>適・否</p> <p>割引設定有・無 ( /100)</p>
<p>※ 経過措置 (0.1%上乘せ分)</p>	<p>令和3年9月30日までの間は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護費に係るサービスの単位数について、所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。</p>	
<p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護費</p>	<p>指定特定施設において、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要介護状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定しているか。</p> <p>看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準（平成12年厚生労働省告示第27号の五）に該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定しているか。</p> <p>※厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数：厚生労働省告示第165号（平成18年3月18日）                  ※厚生労働大臣が定める単位数：厚生労働省告示第165号（平成18年3月18日）</p> <p>イ 基本サービス部分は1日につき83単位とする。</p> <p>ロ 各サービス部分については、特定施設サービス計画に基づき受託居宅サービス事業者が各利用者に提供したサービスの実績に応じて算定する。</p>	<p>適・否</p> <p>事例の有無有・無</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>割引の設定については、介護サービスの種類毎に「厚生労働大臣が定める基準」における単位に対する百分率(〇〇%)を設定する。</li> <li>割引設定をしている場合、事前に県に届け出をしているか。</li> <li>本県では、全てのサービスについて、1単位=10円である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護給付費請求書(控)</li> <li>○ 介護給付費請求明細書(控)</li> <li>○ 領収証(控)</li> <li>○ サービス提供票</li> <li>○ 特定施設サービス計画など</li> <li>○ 実績記録</li> </ul>	<p>法第41条第4項                  法第53条第2項</p> <p>報酬告示の一</p> <p>報酬告示の二</p> <p>報酬告示                  附則第12条</p> <p>報酬告示                  別表の10の注2</p> <p>解釈                  第2の4(2)①</p>	<p>報酬告示：                  指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平18厚生省告示第165号）</p> <p>解釈：                  指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する留意事項について（平12老企第40号）</p>
<p>〔報酬の算定及び支払い方法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護費は、基本サービス部分及び各サービス部分からなり、イ及びロの単位数を合算したものに特定施設入居者生活介護の1単位の単価を乗じて得た額が一括して事業者を支払われる。</li> <li>介護職員が居宅サービス基準に定める員数を満たさない場合の介護報酬の減算は、イの基本サービス部分についてのみ適用される。</li> <li>事業者においては、居宅サービス基準上、看護職員の配置は義務づけられていない。</li> </ul> <p>以下の点については、指定居宅サービスの算定基準と取扱が大きく異なるので、留意すること。</p> <p>a 訪問介護について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護に係る報酬額については、15分ごとの算定となっていること。</li> <li>介護福祉士又は介護職員初任者研修課程修了者によるサービス提供に限り、算定すること。</li> </ul> <p>b 訪問看護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士によるサービス提供に限り算定すること。</li> </ul>			

特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
3 障害者等支援加算	<p>養護老人ホームである指定特定施設において、知的障害又は精神障害を有する利用者であって、これらの障害の状況により、指定居宅サービス基準第192条の2に規定する基本サービスの提供に当たって、特に支援を必要とするものに対して基本サービスを行った場合に、障害者等支援加算として、1日につき20単位を所定単位数に加算しているか。</p>	適 ・ 否
4 受託居宅サービス事業者への委託料について	<p>外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が受託居宅サービス事業者に支払う委託料は、個々の委託契約に基づくものとなっているか。</p>	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「知的障害者又は精神障害を有する者」とは、具体的には以下の障害等を有する者を指す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 「療育手帳制度について」第5の2の規定により療育手帳の交付を受けた者</li> <li>ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</li> <li>ハ 医師により、①又は②と同等の症状を有するものと診断された者</li> </ul> </li> </ul>		<p>報酬告示第19号の別表第1の注2</p> <p>解釈 第2の4(2)③</p> <p>解釈 第2の4(2)②</p>	